

## 平成 28 年度租税滞納状況について

東京国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

(注) 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

### ○ 平成 28 年度租税滞納状況

(単位：億円)

	A 平成 27 年度末 滞納整理中 のものの額 (前期繰越額)	B 新規発生 滞納額	C 整理済額	D (A + B - C) 平成 28 年度末 滞納整理中 のものの額 (次期繰越額)
全税目	(91.3%) 5,544	(91.0%) 2,332	(90.7%) 2,806	(91.5%) 5,070
所得 税	2,616	631	873	2,374
内 源泉所得税	1,057	164	290	930
内 申告所得税	1,559	467	582	1,444
法 人 税	662	257	346	573
相 続 税	539	170	194	516
消 費 税	1,716	1,261	1,381	1,596
その他税目	11	12	12	12

- (注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。  
 2 地方消費税を除いています。  
 3 平成 29 年 4 月及び 5 月に督促状を発付した滞納のうち、その国税の所属年度（納税義務が成立した日の属する年度）が平成 28 年度所属となるものを含んでいます。  
 4 各々の計数で四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

滞納整理中のものの額（滞納残高）

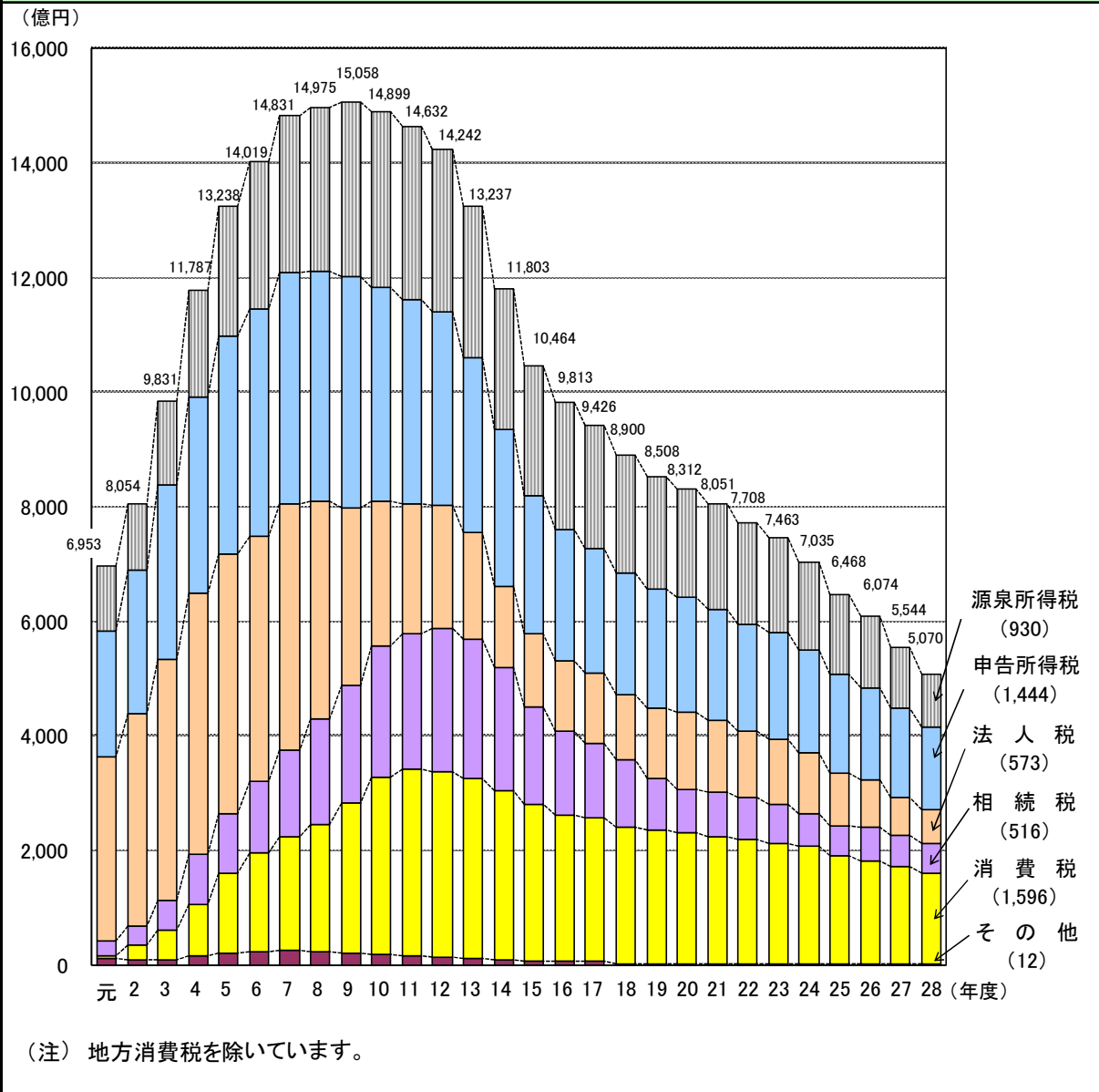
滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、平成 28 年度末における滞納整理中のものの額は、5,070 億円となりました。

（平成 27 年度（5,544 億円）より 474 億円（8.5%）減少）

**【ポイント】**

○ 滞納整理中のものの額は、平成 10 年度以降、19 年連続で減少し、ピーク時（平成 9 年度、1 兆 5,058 億円）の 33.7% になりました。

○ 滞納整理中のものの額の推移



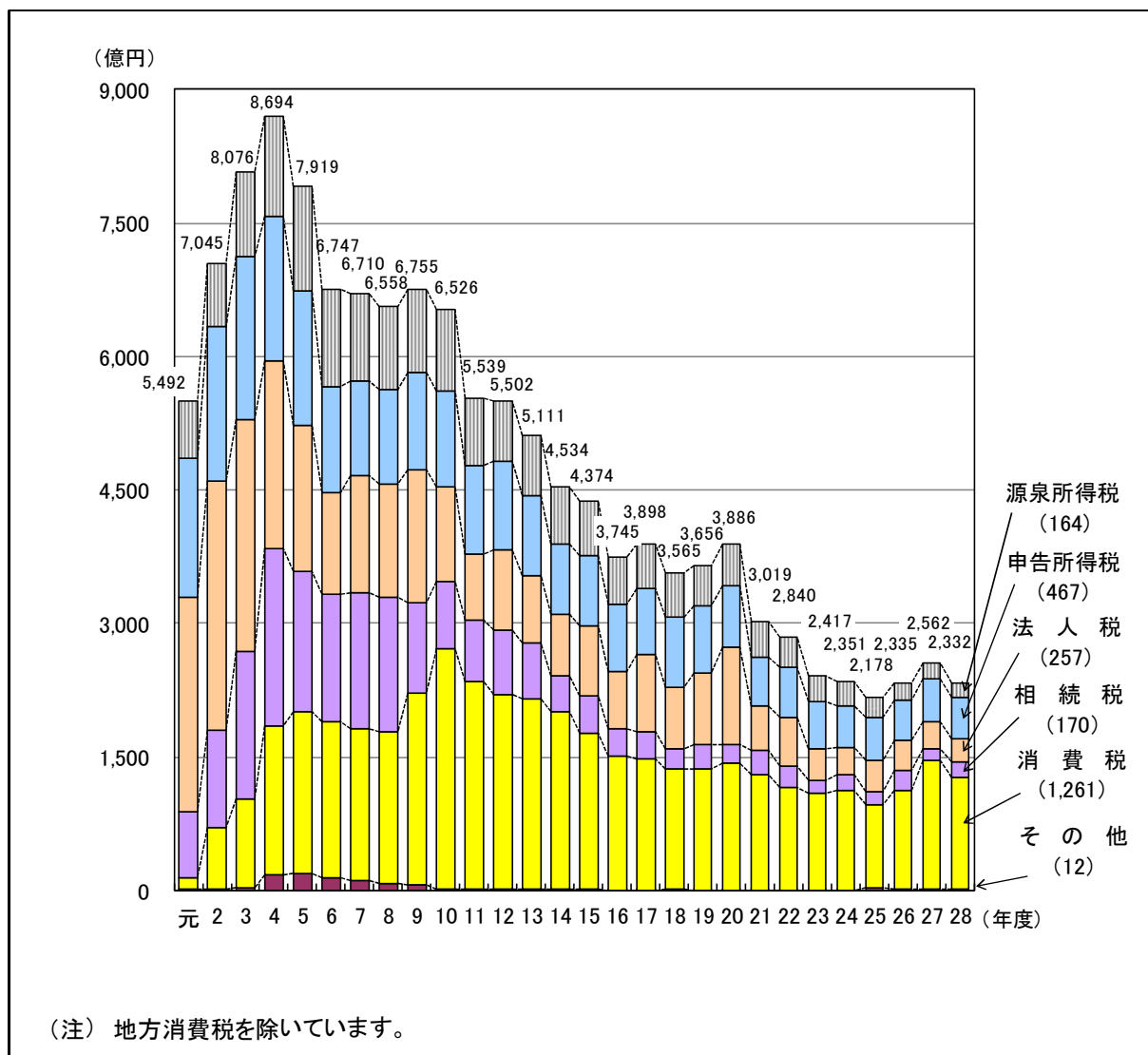
## 新規発生滞納額

期限内収納を確保するため、期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めた結果、平成28年度における新規発生滞納額は、2,332億円となりました。

(平成27年度(2,562億円)より230億円(9.0%)減少)

### 【ポイント】

- 新規滞納発生額は、過去最も多かった平成4年度(8,694億円)の26.8%と、引き続き低水準となっています。



## 滞納発生割合

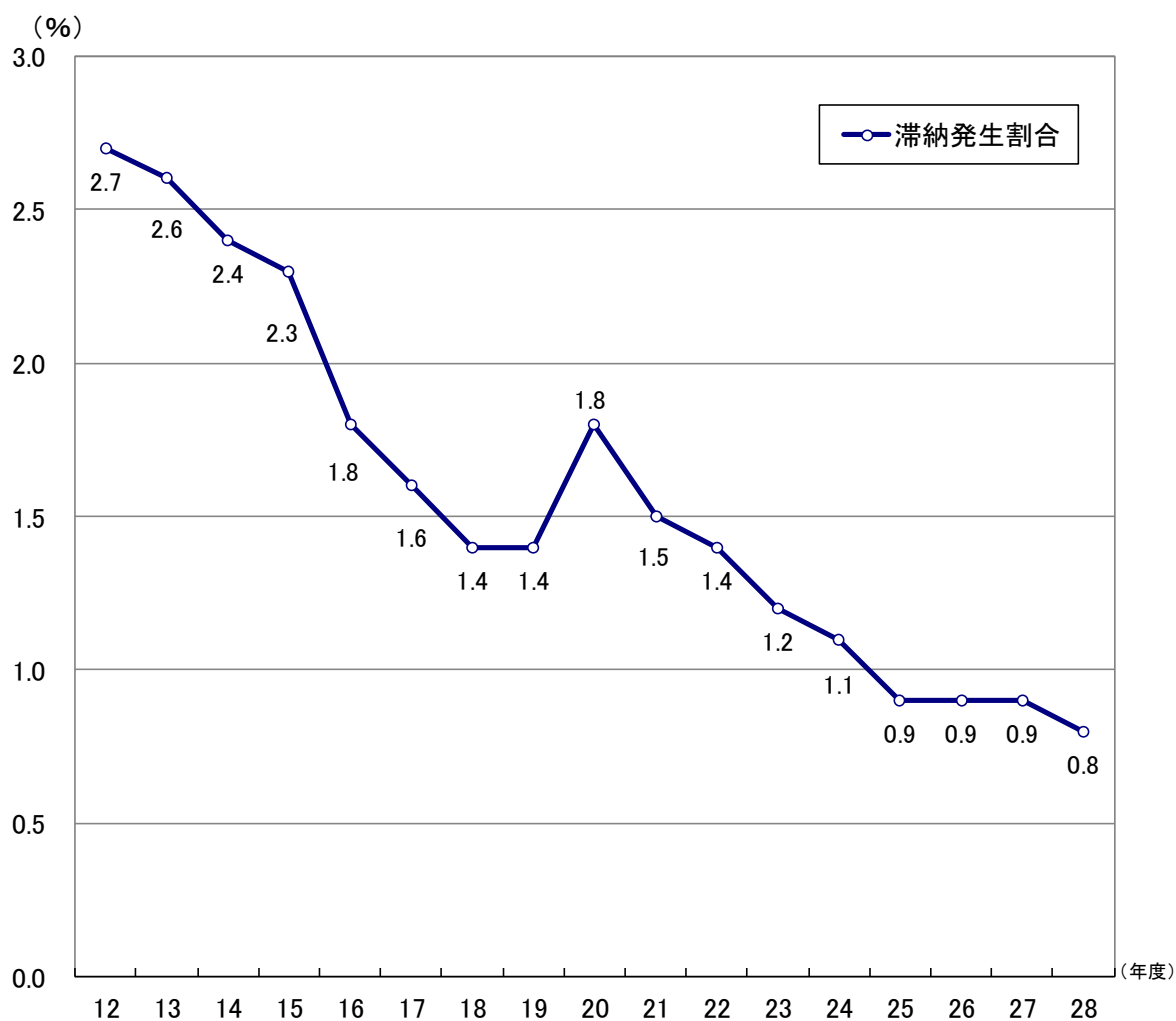
滞納発生割合（新規発生滞納額（2,332億円）／徴収決定済額（28兆3,045億円））は、0.8%となりました。

（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

### 【ポイント】

○ 滞納発生割合は、平成25年度以降4年連続で1%を下回り、引き続き低い水準を維持しています。

### ○ 滞納発生割合の推移



（注）地方消費税を除いています。

整理済額

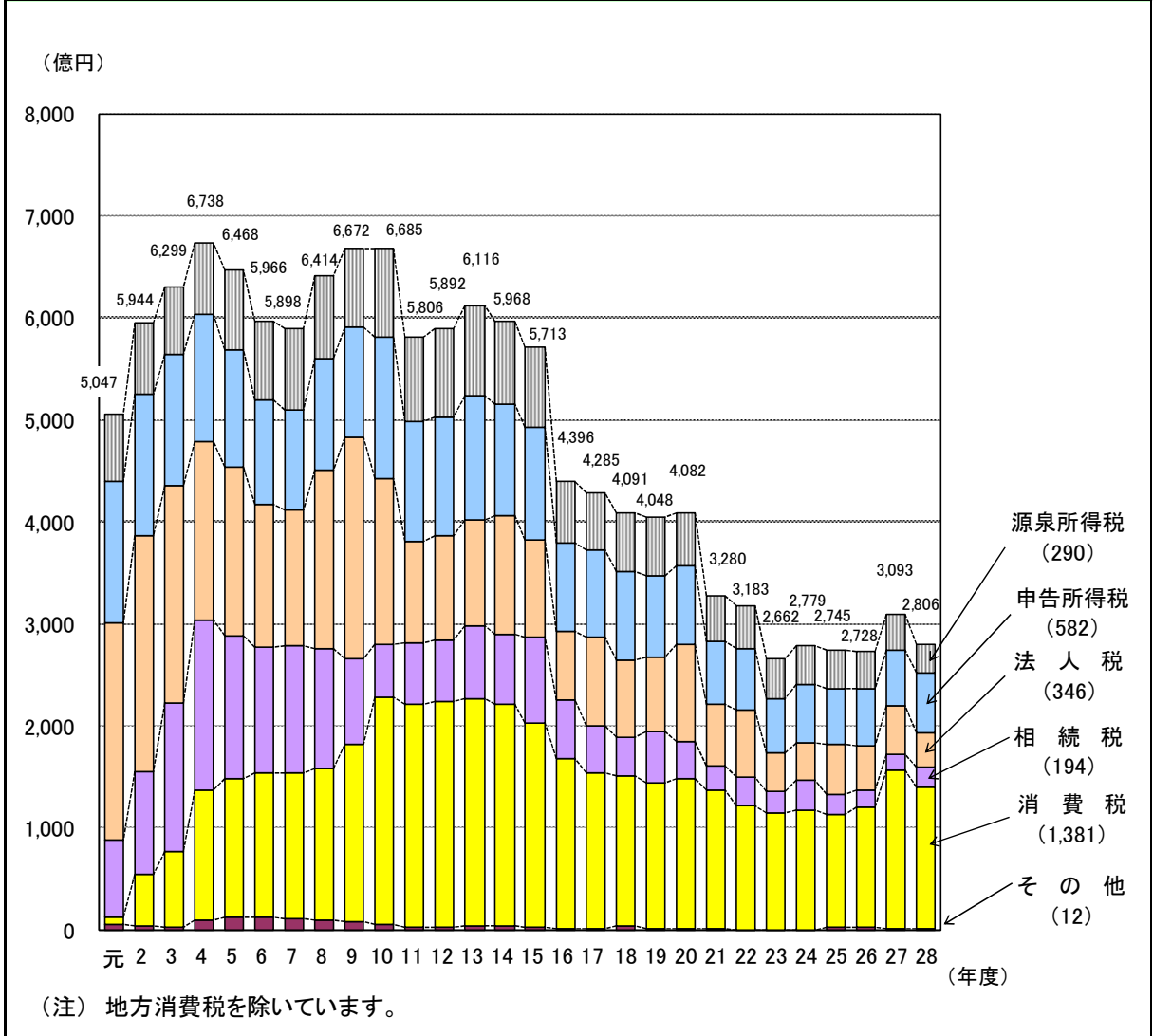
納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、大口・悪質事案や処理困難事案に対して厳正・的確な滞納整理を実施するとともに、消費税滞納の残高圧縮に向けて、消費税滞納を含む滞納事案を確実に処理することに重点を置いて、滞納の整理促進に努めた結果、平成 28 年度の整理済額は、2,806 億円となりました。

(平成 27 年度 (3,093 億円) より 287 億円 (9.3%) 減少)

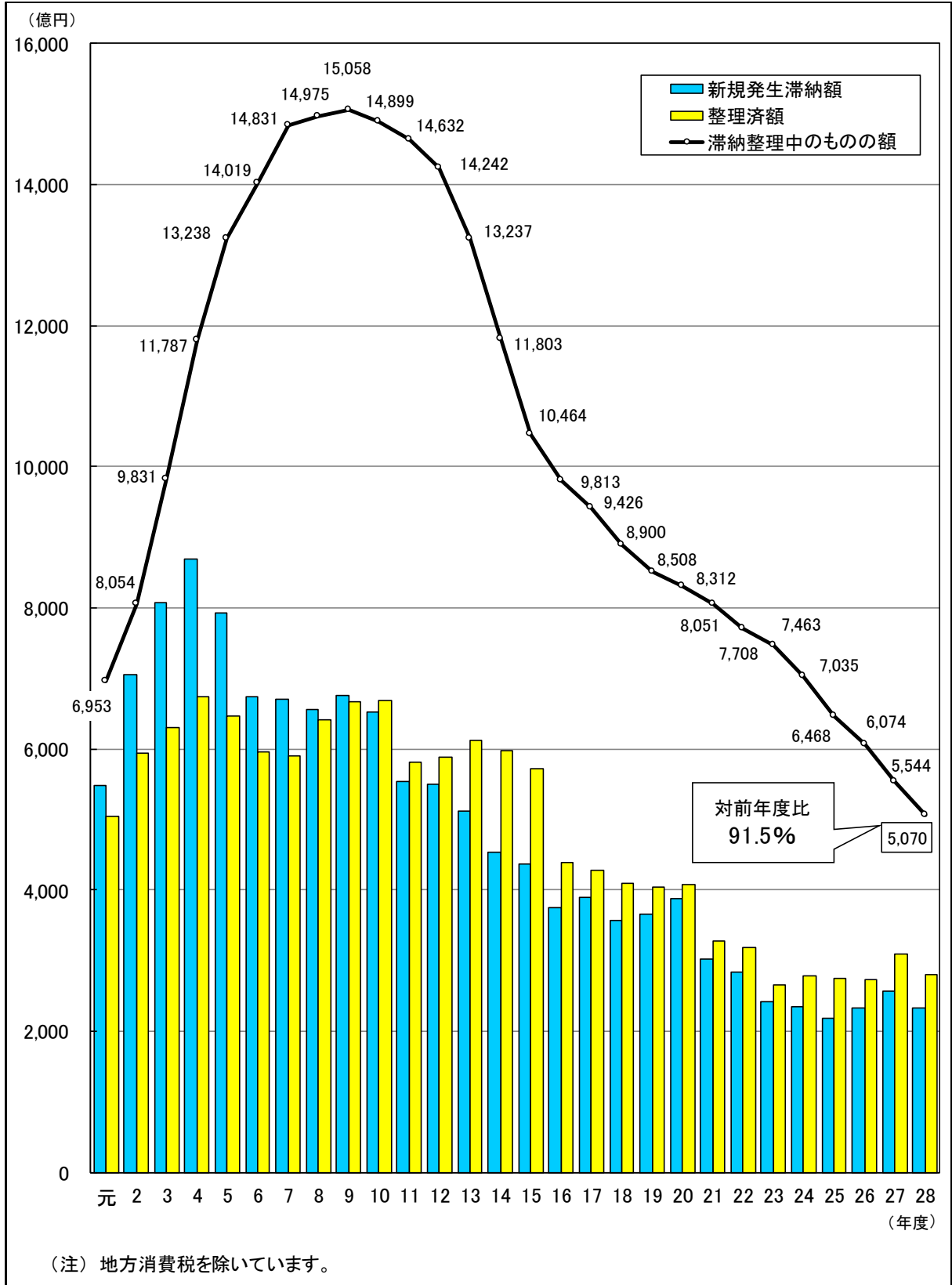
【ポイント】

○ 整理済額 (2,806 億円) は、新規発生滞納額 (2,332 億円) を 474 億円上回りました。

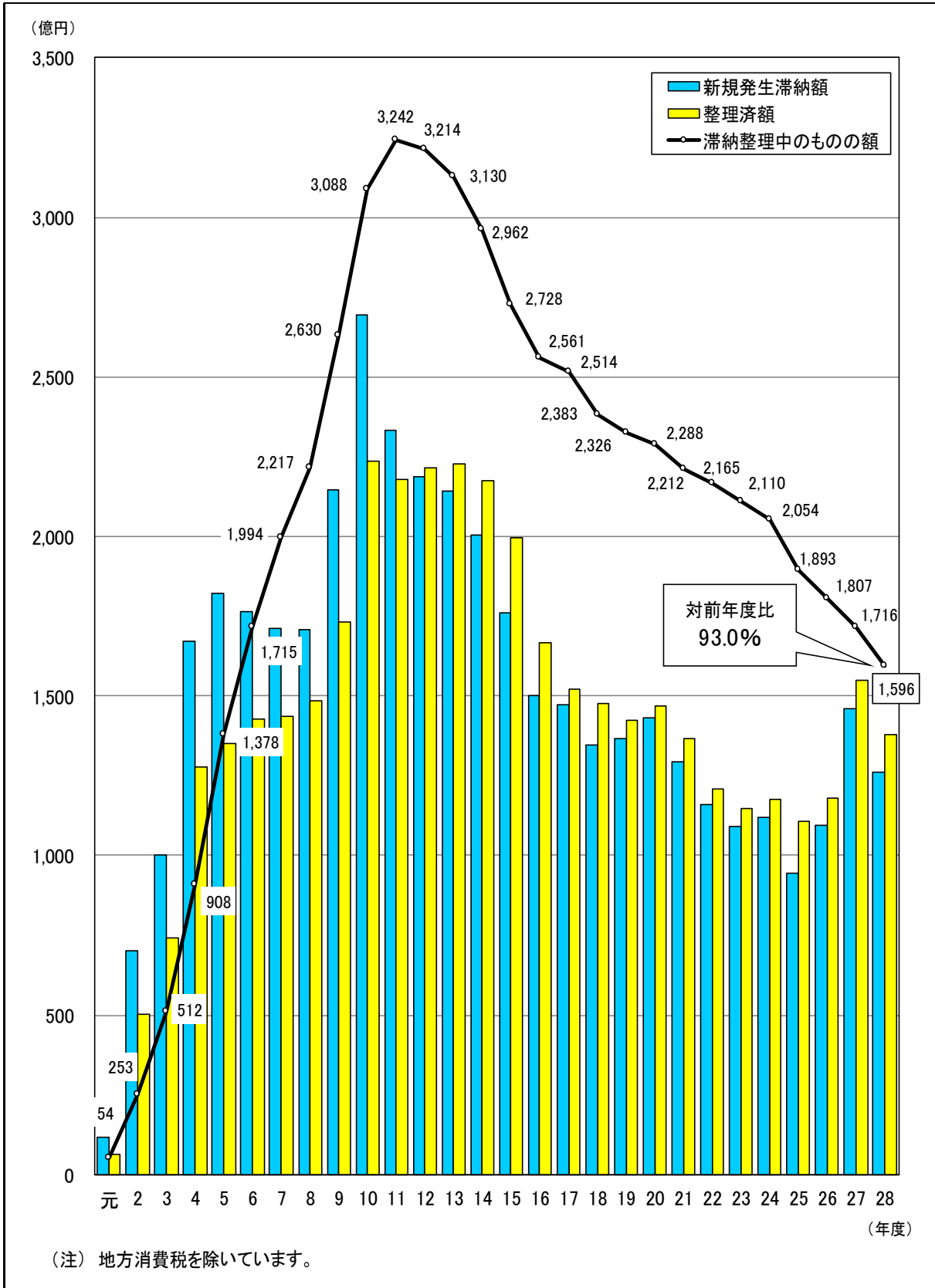
○ 整理済額の推移



滞納整理中のものの額の推移 (全税目)



滞納整理中のものの額の推移（消費税）



(参考2)

<b>主要税目別の租税滞納状況</b>
---------------------

(単位:億円)

税目		区分		A 前年度末 滞納整理中のものの額	B 新規発生滞納額	C 整理済額	D(A+B-C) 当年度末 滞納整理中のものの額			
		26	27							
全税目 合計		26	外 451 (91.9%)	<b>6,468</b>	外 288 (107.2%)	<b>2,335</b>	外 299 (99.4%)	<b>2,728</b>	外 440 (93.9%)	<b>6,074</b>
		27	外 440 (93.9%)	<b>6,074</b>	外 391 (109.7%)	<b>2,562</b>	外 406 (113.4%)	<b>3,093</b>	外 425 (91.3%)	<b>5,544</b>
		28	外 425 (91.3%)	<b>5,544</b>	外 339 (91.0%)	<b>2,332</b>	外 365 (90.7%)	<b>2,806</b>	外 399 (91.5%)	<b>5,070</b>
主 要 税 目 の 内 訳	所得 税	26	(93.7%)	<b>3,119</b>	(90.2%)	<b>644</b>	(99.4%)	<b>918</b>	(91.2%)	<b>2,845</b>
		27	(91.2%)	<b>2,845</b>	(103.9%)	<b>669</b>	(97.7%)	<b>897</b>	(92.0%)	<b>2,616</b>
		28	(92.0%)	<b>2,616</b>	(94.3%)	<b>631</b>	(97.3%)	<b>873</b>	(90.7%)	<b>2,374</b>
	源泉 所得 税	26	(90.7%)	<b>1,402</b>	(85.8%)	<b>199</b>	(98.9%)	<b>372</b>	(87.7%)	<b>1,230</b>
		27	(87.7%)	<b>1,230</b>	(90.5%)	<b>180</b>	(94.9%)	<b>353</b>	(85.9%)	<b>1,057</b>
		28	(85.9%)	<b>1,057</b>	(91.1%)	<b>164</b>	(82.2%)	<b>290</b>	(88.0%)	<b>930</b>
	申告 所得 税	26	(96.2%)	<b>1,717</b>	(91.9%)	<b>445</b>	(99.8%)	<b>547</b>	(94.1%)	<b>1,615</b>
		27	(94.1%)	<b>1,615</b>	(109.9%)	<b>489</b>	(99.6%)	<b>545</b>	(96.5%)	<b>1,559</b>
		28	(96.5%)	<b>1,559</b>	(95.5%)	<b>467</b>	(106.8%)	<b>582</b>	(92.6%)	<b>1,444</b>
	法 人 税	26	(86.4%)	<b>919</b>	(98.3%)	<b>346</b>	(87.5%)	<b>435</b>	(90.3%)	<b>830</b>
		27	(90.3%)	<b>830</b>	(88.2%)	<b>305</b>	(108.7%)	<b>473</b>	(79.8%)	<b>662</b>
		28	(79.8%)	<b>662</b>	(84.3%)	<b>257</b>	(73.2%)	<b>346</b>	(86.6%)	<b>573</b>
相 続 税	26	(91.3%)	<b>526</b>	(160.1%)	<b>229</b>	(90.2%)	<b>174</b>	(110.5%)	<b>581</b>	
	27	(110.5%)	<b>581</b>	(53.3%)	<b>122</b>	(94.3%)	<b>164</b>	(92.8%)	<b>539</b>	
	28	(92.8%)	<b>539</b>	(139.3%)	<b>170</b>	(118.3%)	<b>194</b>	(95.7%)	<b>516</b>	
消 費 税	26	外 451 (92.2%)	<b>1,893</b>	外 288 (115.9%)	<b>1,096</b>	外 299 (106.8%)	<b>1,182</b>	外 440 (95.5%)	<b>1,807</b>	
	27	外 440 (95.5%)	<b>1,807</b>	外 391 (133.1%)	<b>1,459</b>	外 406 (131.1%)	<b>1,550</b>	外 425 (95.0%)	<b>1,716</b>	
	28	外 425 (95.0%)	<b>1,716</b>	外 339 (86.4%)	<b>1,261</b>	外 365 (89.1%)	<b>1,381</b>	外 399 (93.0%)	<b>1,596</b>	
其 他 税 目	26	(100.0%)	<b>11</b>	(87.0%)	<b>20</b>	(82.7%)	<b>19</b>	(109.1%)	<b>12</b>	
	27	(109.1%)	<b>12</b>	(40.0%)	<b>8</b>	(47.4%)	<b>9</b>	(91.7%)	<b>11</b>	
	28	(91.7%)	<b>11</b>	(150.0%)	<b>12</b>	(133.3%)	<b>12</b>	(109.1%)	<b>12</b>	

(注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。

2 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。

ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」欄及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。

3 各々の計数において、億円未満を四捨五入したため、合計とは一致しない場合があります。